

岩手県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免に関する要綱

平成 20 年 3 月 31 日

告 示 第 2 号

改正 平成 21 年 3 月 27 日告示第 6 号（平成 21 年 4 月 1 日から施行する）

（様式第 1 号～第 9 号改正あり）

改正 平成 23 年 3 月 9 日告示第 2 号（平成 23 年 4 月 1 日から施行する）

改正 平成 26 年 3 月 24 日告示第 3 号（平成 26 年 4 月 1 日から施行する）

（様式第 9 号全部改正あり）

改正 平成 28 年 3 月 23 日告示第 3 号（平成 28 年 4 月 1 日から施行する）

（様式第 2 号～4 号、6 号～8 号改正）

改正 令和元年 11 月 20 日告示第 10 号（令和元年 11 月 20 日から施行する）

改正 令和 2 年 2 月 25 日告示第 5 号（令和 2 年 4 月 1 日から施行する）

改正 令和 2 年 6 月 5 日告示第 11 号（令和 2 年 6 月 5 日から施行する）

改正 令和 3 年 3 月 24 日告示第 6 号（令和 3 年 4 月 1 日から施行する）

改正 令和 3 年 6 月 16 日告示第 19 号（令和 3 年 6 月 16 日から施行する）

岩手県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免に関する要綱を次のように定め、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（趣旨）

第 1 この告示は、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 27 号。以下「条例」という。）第 19 条の規定による後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）の徴収猶予及び第 20 条の規定による保険料の減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（徴収猶予の基準）

第 2 条例第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定に該当する場合の徴収猶予基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 条例第 19 条第 1 項第 1 号の規定に該当する場合は、損害金額（保険金及び損害賠償金等により補てんされるべきものを除く。）がその住宅、家財又はその他の財産の価格の 30 パーセント以上であるときとする。
- (2) 条例第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に該当する場合は、当該年の所得（雇用保険給付費等を含む。）の見積額が前年中の合計所得金額の 50 パーセント以下に減少し、生活が困難と認められるときとする。
- (3) 条例第 19 条第 1 項第 4 号の規定に該当する場合は、農林漁業生産物の減収による損失額の合計額（農林漁業生産の減収価格から農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）

及び漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）の規定により支払われるべき共済金額を控除した額をいう。以下同じ。）が、平年における当該農林漁業生産物による収入額の合計額の30パーセント以上であるときとする。

（平成26年告示第3号・一部改正）

（災害による減免）

第3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産にその価格の30パーセント以上の損害（保険金及び損害賠償金等により補てんされるべきものを除く。）を受け、かつ、前年中の合計所得金額が1,000万円以下であって、保険料の納付が困難と認められるときは、損害の割合及び前年中の合計所得金額に応じ、別表1に定める割合の範囲内で減免する。

（平成21年告示第6号・一部改正）

（平成26年告示第3号・一部改正）

2 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合において、農林漁業生産物の減収による損失額の合計額が、平年における当該農林漁業生産物による収入額の合計額の30パーセント以上であり、かつ、前年中の合計所得金額が1,000万円以下（当該合計所得金額のうち、農林漁業所得以外の所得が400万円を超えるときを除く。）であって、保険料の納付が困難と認められるときは、前年中の合計所得金額に応じ、別表2に定める割合の範囲内（災害を受けた日以後に到来する納期に係る保険料に、前年中の合計所得金額に占める農林漁業所得金額の割合を乗じて得た額に限る。）で減免する。

（平成21年告示第6号・一部改正）

（平成26年告示第3号・一部改正）

（所得減少による減額）

第4 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、並びに事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により当該年の所得（雇用保険給付費等を含む。）の見積額が前年中の合計所得金額の50パーセント以下に減少し、かつ、前年中の合計所得金額が600万円以下であって、保険料の納付が困難と認められるときは、所得減少の割合及び前年中の合計所得金額に応じ、別表3に定める割合の範囲内で減額する。

（平成21年告示第6号・一部改正）

（平成26年告示第3号・一部改正）

2 前項の規定により所得割額の減免を受けることができる者のうち、特に被保険者均等割額の軽減が必要と認められる者については、被保険者均等割額の50パーセントに相当する額の範囲内で被保険者均等割額を減免する。

（保険給付の制限による免除）

第5 被保険者が刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該被保険者に係る保険料の全額を免除する。

(平成26年告示第3号・一部改正)

(やむを得ない事情による減免)

第6 第3から第5までのほか、やむを得ない事情により保険料の納付が困難と認めるときは、被保険者均等割額及び所得割額を減免する。

2 前項の規定による減免額は、その都度広域連合長が定める。

(平成26年告示第3号・一部改正)

(減免の適用)

第7 第3第2項、第4及び第6の規定は、当該減免の規定に該当することとなった日以後に到来する当該年度内における納期に係る保険料額の減免について適用する。

2 第3第1項の規定は、当該減免の申請のあった日（特別徴収にあっては当該減免の申請のあった日の翌日）から起算して7日を経過した日以後1年以内に納期限が到来する災害発生日の属する年度及びその翌年度の保険料額の減免について適用する。

3 第5の規定は、その事由が生じた日の属する月から、その事由が消滅した日の属する月の前月分までの保険料額の免除について適用する。

(平成23年告示第2号・一部改正)

(平成26年告示第3号・追加)

(徴収猶予及び減免の申請)

第8 条例第19条及び第20条に規定する申請は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書又は後期高齢者医療保険料減免申請書によるものとする。

2 第7第2項の規定により保険料の減免期間が翌年度にわたる場合にあっては、当該災害が発生した日の属する年度の保険料の減免に係る申請をもって、翌年度の保険料の減免に係る申請があったものとみなすことができる。

(平成26年告示第3号・追加)

(令和3年告示第6号・一部改正)

(徴収猶予及び減免の適否の決定)

第9 第8の規定により申請書の提出があったときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予・減免調査書により当該申請者の現状等を調査し、保険料を徴収猶予及び減免することが適当であると認めたときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書又は後期高齢者医療保険料減免決定通知書により、保険料を徴収猶予及び減免することが不適当であると認めたときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書又は後期高齢者医療保険料減免却下通知書により当該申請者に通知するものとする。

(平成26年告示第3号・一部改正)

(令和3年告示第6号・一部改正)

(徴収猶予及び減免の取消し)

第10 保険料の徴収猶予及び減免を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、これを取り消すものとする。

- (1) 徴収猶予及び減免を受けた者の資力の回復、その他事情の変化により徴収猶予及び減免が不相当と認められるとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為により徴収猶予及び減免の措置を受けたと認められるとき。

2 徴収猶予及び減免を取り消したときは、その旨を当該申請者に後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書又は後期高齢者医療保険料減免取消通知書により通知する。

(平成26年告示第3号・一部改正)

(令和3年告示第6号・一部改正)

(令和元年台風第19号に伴う災害により被災した被保険者に係る特例)

第11 広域連合長は、令和元年台風第19号に係る災害救助法（平成22年法律第118号）の適用市町村に住所を有する被保険者が、次の各号に掲げる損害状況のいずれかに該当したものと認められるときは、第3及び第4の規定にかかわらず、別表4に定める割合の範囲内で減免する。

- (1) その者の属する世帯の主たる生計維持者の住家が全半壊、全半焼又は床上浸水の被害を受けたもの
- (2) その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負ったもの
- (3) その者の属する世帯の主たる生計維持者の行方が不明であるもの
- (4) その者の属する世帯の主たる生計維持者以外のものの行方が不明であるもの
- (5) その者の属する世帯の主たる生計維持者が事業を廃止し、又は失業したもの
- (6) その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）における損失額が、前年の事業収入等の合計額の30パーセント以上であり、かつ、前年中の合計所得金額が1,000万円以下（事業収入等以外の所得の合計額が400万円を超えるときを除く。）であるもの

2 前項の規定により減免の対象となる保険料は、次の各号に掲げるものとする。ただし、前項第3号及び第4号に規定するものであって、令和2年9月30日までの間にその行方が明らかとなったときは、行方が明らかとなった日の属する月の前月分までの額について適用する。

- (1) 令和元年度相当分の保険料であって、当該減免の申請のあった日から起算して7日を経過した日から令和2年3月31日までの間に納期限が到来するもの。ただし、令和2年3月31日までに資格取得する者で、令和元年度相当分の保険料の納期限が令和2年4月1日以降に設定されているものは、その納期限まで
- (2) 令和2年度相当分の保険料であって、当該減免の申請のあった日から起算して7日を経過した日から令和3年3月31日までの間に納期限が到来するもののうち令和2年9月分までに相当する月割算定額

- 3 第1項の規定により減免を受けようとするものは、後期高齢者医療保険料減免申請書に各号の事由に該当することを証する書類として、次に掲げる書類を添付して、申請するものとする。ただし、令和元年度相当分の保険料の減免を受けている者は、令和2年度相当分の保険料の減免に係る申請があったものとみなすことができる。
- (1) 第1項第1号の事由に該当する場合は、り災証明書
  - (2) 第1項第2号の事由に該当する場合は、死亡診断書、警察の発行する死体検案書又は医師の診断書
  - (3) 第1項第3号の事由に該当する場合は、警察等に行方不明者に係る届出をしていることが確認できる書類
  - (4) 第1項第4号の事由に該当する場合は、公的に交付される書類であって、その事実を確認ができる書類
  - (5) 第1項第5号の事由に該当する場合は、雇用保険の受給資格証又は事業主等による証明
  - (6) 第1項第6号の事由に該当する場合は、後期高齢者医療保険料徴収猶予・減免調査書
- 4 前項の規定による申請により、保険料を減免することが適当であると認めるときは、後期高齢者医療保険料減免決定通知書により、保険料を減免することが不適当であると認めるときは、後期高齢者医療保険料減免却下通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(令和元年告示第10号・追加)

(令和2年告示第5号・一部改正)

改正文(令和元年告示第10号)令和元年11月20日から施行する。

(令和3年告示第6号・一部改正)

(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る減免の特例)

第12 広域連合長は、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者が、次の各号に掲げるいずれかに該当したものと認められるときは、第4の規定にかかわらず、当該各号に定める額を減免する。

- (1) その者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った者については、保険料額の全額を免除する。
- (2) その者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する者について、別表5により算出した対象保険料額に、別表6に定めるその者の属する世帯の主たる生計維持者の前年(令和元年度分の保険料にあつては令和元年をいう。以下この第12において同じ。)の合計所得金額の区分に応じた減免の割合を乗じて得た額を減免する。ただし、事業を廃止し、又は失業した場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部を免除するものとする。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

ウ 世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 第8の規定にかかわらず、前項の規定により減免を受けようとする者は、新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料減免申請書により、申請するものとする。

3 前項の規定による申請により、保険料を減免することが適当であると認めるときは、後期高齢者医療保険料減免決定通知書により、保険料を減免することが不適當であると認めるときは、後期高齢者医療保険料減免却下通知書により、当該申請者に通知するものとする。

4 条例附則第5条に規定する広域連合長が定める期日は、令和4年3月31日とする。ただし、この期日前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。）第160条の2第1項に規定する保険料の賦課決定をすることができる期間を経過するものについては、当該経過する日とする。

（令和2年告示第11号・追加）

（令和3年告示第6号・一部改正）

（令和3年告示第19号・一部改正）

（その他）

第13 この要綱の実施に関し、必要な事項は広域連合長が別に定める。

（令和3年告示第6号・追加）

別表1（第3関係）

前年中の合計 所得金額		減免の割合		
		500万円以下	500万円を超え 750万円以下	750万円を超え 1,000万円以下
損害の割合				
家財その他の財産の損害 30パーセント以上		50パーセント	25パーセント	12.5パーセント
住宅 を 含 む 損 害	30パーセント以上 50パーセント未満	50パーセント	25パーセント	12.5パーセント
	50パーセント以上	100パーセント	50パーセント	25パーセント

(平成21年告示第6号・一部改正)

(平成26年告示第3号・全部改正)

別表2（第3関係）

前年中の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	100パーセン ト
300万円を超え400万円以下	80パーセン ト
400万円を超え550万円以下	60パーセン ト
550万円を超え750万円以下	40パーセン ト
750万円を超え1000万円以下	20パーセン ト

(平成21年告示第6号・一部改正)

(平成26年告示第3号・一部改正)

別表 3 (第 4 関係)

前年中の合計所得金額 所得減少の割合	減額の割合		
	300万円以下	300万円を超え 400万円以下	400万円を超え 600万円以下
50パーセント以上 70パーセント未満	60パーセント	50パーセント	40パーセント
70パーセント以上 90パーセント未満	80パーセント	70パーセント	60パーセント
90パーセント以上	90パーセント	80パーセント	70パーセント

(平成 21 年告示第 6 号・一部改正)

(平成 26 年告示第 3 号・全部改正)

別表 4 (第 11 関係)

損害の状況		減額の割合
第 1 項第 1 号に該当するもの	全壊	100 パーセント
	半壊・大規模半壊	50 パーセント
	床上浸水	50 パーセント
第 1 項第 2 号に該当するもの		100 パーセント
第 1 項第 3 号に該当するもの		100 パーセント
第 1 項第 4 号に該当するもの		100 パーセント
第 1 項第 5 号に該当するもの		100 パーセント
第 1 項第 6 号に該当するもの	前年中の合計所得金額 が 300 万円以下	100 パーセント
	前年中の合計所得金額 が 300 万円を超え 400 万円以下	80 パーセント
	前年中の合計所得金額 が 400 万円を超え 550 万円以下	60 パーセント
	前年中の合計所得金額 が 550 万円を超え 750 万円以下	40 パーセント
	前年中の合計所得金額 が 750 万円を超え 1000 万円以下	20 パーセント

(令和元年告示第 10 号・追加)



別表 5 (第12関係)

対象保険料額 = $A \times B / C$
A : その者につき算定した保険料額
B : その者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が 2 以上ある場合はその合計額)
C : その者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

(令和 2 年告示第 11 号・追加)

別表 6 (第 12 関係)

その者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額	減免の割合
300 万円以下	100 パーセント
300 万円を超え 400 万円以下	80 パーセント
400 万円を超え 550 万円以下	60 パーセント
550 万円を超え 750 万円以下	40 パーセント
750 万円を超え 1000 万円以下	20 パーセント

(令和 2 年告示第 11 号・追加)